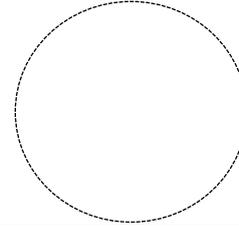


## 電手決済サービス 残高証明依頼書

日本電子債権機構株式会社 御中  
(送付先:事務代行会社 三菱UFJファクター株式会社)

ご住所  
会社名  
役職名  
代表者名



印鑑証明印または取引使用印

当社は、当書面記載の規定を承諾の上、下記の内容にて残高証明書の発行を依頼します。

<b>1. お客さま番号 (4桁または7桁)</b>						
<b>2. 発行基準日</b>						
<input type="checkbox"/> 定期的に発行	<b>①証明サイクル</b>	<input type="checkbox"/> 毎月	<input type="checkbox"/> 年1回	<input type="checkbox"/> 年2回	<input type="checkbox"/> 年3回	<input type="checkbox"/> 年4回
	<b>②証明基準日</b>	<b>月 (年1回~年4回)</b>	月	月	月	月
		<b>日</b>	日	[ 月末は「末日」とご指定ください ]		
	<b>③作成開始年月</b>	年 月				
<input type="checkbox"/> 今回のみ発行	<b>残高基準日のご指定 (西暦)</b>	年 月 日				
<b>3. 残高証明書の送付先</b>		(〒 - )				発行通数:
<input type="checkbox"/> 自社	<input type="checkbox"/> 届出の連絡先住所に郵送	宛名 (部署名必須):				通
	<input type="checkbox"/> 右の住所に郵送					
<input type="checkbox"/> 自社以外 (監査法人等)		(〒 - )				発行通数:
		宛名:				通
<b>4. 手数料支払方法</b> ※口座振替は「定期的に発行」のみ選択可能。 口座振替を選択する場合は、あわせて預金口座振替依頼書をご提出ください。						
<input type="checkbox"/> 振込	<input type="checkbox"/> 口座振替 (引落口座を選択)	金融機関名:		支店名:		
	<input type="checkbox"/> 届出の決済口座から引落	銀行コード(番号):		店番号:		
	<input type="checkbox"/> 右の口座から引落	預金種目: <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号: _____			
		口座名義カナ: _____				
<b>5. 手数料請求書の送付先</b>		(〒 - )				
<input type="checkbox"/> 届出の連絡先住所に郵送		宛名 (部署名必須):				
<input type="checkbox"/> 右の住所に郵送						

## ◆規定

- 証明期間は当初の証明日から1年間とし、当社から特に申出をしない限り、1年ごとに自動的に延長してください。
- 残高証明書の発行にあたっては貴機構所定の発行手数料を貴機構から届出住所に送付される請求書に従いお支払いします。  
残高証明書1通あたり 700円 (税抜)
- 手数料支払方法で「振込」を選択した場合、残高証明書の発行は貴機構が当社からの発行手数料の入金を確認した後となることで差し支えありません。当社からの発行手数料支払金額が請求金額を超過している場合は、超過金額 (発行手数料支払金額 - 請求金額) より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金されることで差し支えありません。  
また、超過金額 (発行手数料支払金額 - 請求金額) が振込にかかる手数料より少額の場合は、当社からの発行手数料支払金額より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金され、残高証明書の発行は請求書に従った支払い後 (貴社による発行手数料の入金確認後) となることで差し支えありません。
- 手数料支払方法で「口座振替」を選択した場合、預金口座振替依頼書を提出いたします。また、手数料は残高証明書発行の翌月の貴機構所定の日に届出の口座から引き落とされることで差し支えありません。
- 電手決済サービスが解約となった場合、本契約も解約とすることで差し支えありません。
- 手数料の支払いが遅延した場合、第1条の定めにもかかわらず、貴機構は当社に通知することなく本契約を解約することができるものとし、万一本条により解約されましても異議を申し述べません。

(三菱UFJファクター株式会社 使用欄)

受付日: \_\_\_\_\_

検印	端末処理

検印	印鑑照合